

仕 様 書

1 件 名

首都大学東京（南大沢キャンパス）産業廃棄物（不燃ごみ）処理委託（単価契約）（平成31年5月から平成32年3月分）

2 履行期間

平成31年5月1日から平成32年3月31日まで

3 発生場所

東京都八王子市南大沢一丁目1番 首都大学東京南大沢キャンパス

4 履行場所

契約処理施設

5 廃棄物の種類及び数量等

- (1) 種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
- (2) 数量：70,000kg

6 受託者の要件

前項に記載した産業廃棄物の種類に応じた産業廃棄物処理業の許可を取得していること。

7 処理の方法

- (1) 受託者は、委託者から処理を委託された前項に掲げる廃棄物の処理について、法令で定められた基準を遵守しなければならない。
委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）が含まれる場合には、その旨を別表1の廃棄物の種類欄に併せて記入する。
- (2) 委託者の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別表2の「廃棄物データシート「(WDS)」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。
- (3) 委託者は、処分を委託する廃棄物が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号から第11号までに規定する特別管理産業廃棄物に該当するおそれがあるときは、本契約期間内に、別表3の上欄の廃棄物について、その下欄に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）その他による試験を行い、分析証明書を受託者に提出しなければならない。
- (4) 委託者は、本条(2)及び(3)で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表4に記載の方法により受託者に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、委託者と受託者とであらかじめ協議の上で定めるとする。

8 受託者の事業範囲

受託者は、本件に関係する事業場所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長が発行する自らの名義の許可証を提示するとともに、その写しを契約書に添付すること。

なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知し、変更後の許可証の写しを委託者に提出すること。

また、別表1の「産業廃棄物処分委託業務の内容及び受託者の事業内容」に必要事項を記入して契約書に添付する。

9 収集運搬業者

受託者の処分施設への廃棄物の搬入は、委託者が別途に契約した収集運搬業者が行う。

なお、収集運搬業者の名称、住所、登録車両一覧表等は収集運搬業者との契約締結後、「収集運搬業者連絡票」で連絡する。

10 委託業務の範囲

(1) 委託者が排出し、前項で連絡する収集運搬業者によって受託者の施設に搬入した廃棄物を、受託者が、法令等に従い適正に処理するまでを本件委託業務の範囲とする。

(2) 収集運搬業者による受託者の処分施設への搬入日は、原則週1回とするが、大学行事等により通常以上の廃棄物が発生する場合は委託者と協議の上、決定する。ただし、指定の曜日が祝祭日にあたる場合等は、委託者との協議の上搬入日を変更する。

(3) 受託者は、施設の定期点検等により産業廃棄物の処分を行うことができない期間について、日程等が決定次第委託者に通知し、この間の産業廃棄物の取扱について協議する。

11 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）

(1) 委託者は廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要な事項を記載し交付する。

(2) 受託者は、廃棄物の搬入の都度、マニフェストB1（収集運搬業者保管）票及びB2（運搬終了）票に必要な事項を記載し収集運搬業者に手渡す。また処分が完了したときは、受託者はC1（処分業者保管）票、C2（処分終了）票及びD（処分終了）票に必要な事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に委託者に送付し、C2（処分終了）票を収集運搬業者に送付するとともに、C1（処分業者保管）票を5年間保存する。

(3) 受託者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、委託者から交付されたマニフェストE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係る全ての間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、E（最終処分終了）票を委託者に送付する。

(4) 委託者は、受託者から送付されたマニフェストD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票をA（排出事業者保管）票及び収集運搬業者から送付されたB2（運搬終了）票とともに5年間保存する。

12 最終処分の確認

(1) 受託者は、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地（住所、地名、施設名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力を、別表の最終処分欄に記載する。

(2) 受託者は、委託者に対し中間処理後の最終処分の場所等について必要な情報を提供しなければならない。委託者は、受託者と最終処分業者との間で交わしている委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、最終処分等の場所の所在地・名称、方法及び処理能力の確認を行うこととする。なお、最終処分の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅

滞なく委託者に通知し、必要な情報を契約書に添付しなければならない。

13 完了届

受託者は、委託者から委託された処分が完了したときは、月ごとに業務完了報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

14 業務の調査等

委託者は、この契約に係る受託者の廃棄物の処分が法令の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、受託者に対して、当該業務の状況に係る報告を求めることができる。

15 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

16 支払方法

- (1) 受託者は、業務完了後その業務に係る代金を月ごとに請求することができる。
- (2) 委託者は、マニフェストD票及び完了届により廃棄物の処分を確認し、受託者が発行する適正な請求書が提出された後、60日以内に支払いを行う。

17 再委託の禁止

受託者は、本件委託業務を第三者に委託してはならない。

18 契約の解除

- (1) 受託者が法令で定める基準を満たさなくなったときは、委託者はこの契約を解除することができる。
- (2) 受託者がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、委託者はこの契約を解除することができる。
- (3) 何らかの理由によりこの契約が解除される場合であっても、受託者は契約に基づき委託者から受け入れた廃棄物の処理を終了するまでは債務を負い、この契約を解除することはできない。
- (4) 契約期間内において廃棄物の排出量が予定数量に達したときは、期間の満了を待たずにその時点で委託者はこの契約をうち切る。また、廃棄物の排出量が予定数量に達しない場合であっても、期間の満了をもってこの契約は終了する。

19 秘密保持

受託者は、本委託業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び契約期間満了後においても同様である。

20 適用法令

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の法令等に基づき適正に処理するこ

と。

21 疑義の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等不明な事項は、関係法令等に従いその都度、担当職員と受託者が協議して決定するものとする。

22 その他

消費税の金額は、この契約の締結時に適用される法令上の税率に基づき算定されたものである。法令の改正に基づく税率の変更等により消費税の算定方法に変更が生じた場合は、当該変更後の算定方法に基づく消費税額を適用した金額へ契約変更を行った上で支払いを行うものとする。

担当者 首都大学東京管理部 学長室 財産管理担当
TEL 042-677-1111 内線1063
FAX 042-677-1099

産業廃棄物処分委託業務の内容及び受託者の事業内容



| | | | | | |
|--------------------------------|-------------------------|----------------|-------------------|---|--------------|
| 受託者の所在地 | | | | | |
| 受託者の名称 | | | | | |
| 許可情報 | 処分業許可都道府県保健所設置市: | | | 許可番号: | |
| | 産業廃棄物処理施設の許可(15条施設) 有・無 | | | 許可期限: | |
| 事業内容 | 廃棄物の種類 | 契約単価 (円/単位) | 予定数量 (単位/日週月年) | 受託者の事業範囲 (1)処理方法 (2)処理能力 (3)施設所在地 | 最終処分欄の 番号 |
| | | | | (1) (2) (3) | |
| | | | | (1) (2) (3) | |
| | | | | (1) (2) (3) | |
| | | | | (1) (2) (3) | |
| | | | | (1) (2) (3) | |
| 最終処分に関する情報 | | | | | |
| | 種類 | 所在地・名称等 | | 方法、処理能力 | 許可番号 |
| 1 | 安定型埋立 [] | | | | |
| 2 | 安定型埋立 [] | | | | |
| 3 | () [] | | | | |
| 4 | () [] | | | | |
| 必要な情報 | | | | | |
| ① その産業廃棄物の性状及び荷姿に関すること | | | | | |
| ② 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関すること | | | | | |
| ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関すること | | | | | |
| ④ その他取り扱う際に注意すべきこと | | | | | |

廃棄物データシート (WDS) (データシート番号: 1)

※1 本データシートは廃棄物の質を明示していただくものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、環境省作成「廃棄物情報の提供に係るガイドライン」を参照して下さい。(記入者/記入日)

| | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---------------|-----|--------------|
| 1 | 提供年月日 | 平成 年 月 日 提供 | | | | | |
| 2 | 廃棄物名称 | 産業廃棄物 | | 管理番号 | 1 | | |
| 3 | 排出事業者 (窓口) | 名称 | 首都大学東京南大沢キャンパス | TEL | 042-677-2032 | FAX | 042-677-1099 |
| | | 住所 | 〒192-0397 八王子市南大沢1-1 | 部課名 | 学長室 財産管理担当 | 担当者 | 三井 悦子 |
| 4 | 廃棄物種類 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 | <input type="checkbox"/> 燃えがら <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input checked="" type="checkbox"/> 金属くず <input checked="" type="checkbox"/> ガラス・コンクリート・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 鋳さい <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 家畜の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃PCB等 <input type="checkbox"/> 有害物質 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | |
| | | 5 | 荷姿 | <input type="checkbox"/> 容器 () <input type="checkbox"/> 車両 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (バラ) | | | |
| 6 | 数量 | スポット | () kg・t・ $\frac{1}{1000}$ ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式 | | | | |
| | | 継続 | (70,000) $\frac{1}{1000}$ ・t・ $\frac{1}{1000}$ ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式 / 年・月・週・日 | | | | |
| 7 | 廃棄物の安定性・反応性 | 1) 有害特性 (有・無・不明) | <input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 | | | | |
| | | 2) 品質安定性 経時変化 (有・無) | 有る場合は具体的に記入 | | | | |
| 8 | 廃棄物の物理的・化学的性状 | 形状 () | 沸点 () | 発火点 () | 比重 () | | |
| | | 色 () | 融点 () | pH () | 水分 () | | |
| | | 臭い () | 引火点 () | 粘度 () | 発熱量 () | | |
| | | その他 () | | | | | |
| 9 | 廃棄物の組成・成分情報 (○×又は数値記入) <input type="checkbox"/> ○× (有無) <input type="checkbox"/> 分析値 <input type="checkbox"/> 溶出量 <input type="checkbox"/> 含有量 <input type="checkbox"/> 推計値 <input type="checkbox"/> 不明 単位: () ※測定している場合は分析表添付 <input type="checkbox"/> 分析表添付 | 金属Li () | 金属Na () | 金属Al () | | | |
| | | 金属Mg () | 金属Cu () | 金属Ni () | | | |
| | | アルキル水銀化合物 () | トリクロエレン () | 1,3-ジクロロプロパン () | | | |
| | | 水銀又はその化合物 () | テトラクロエレン () | チウラム () | | | |
| | | カドミウム又はその化合物 () | ジクロロメタン () | シマジン () | | | |
| | | 鉛又はその化合物 () | 四塩化炭素 () | チオベンカルブ () | | | |
| | | 有機リン化合物 () | 1,2-ジクロロエタン () | ベンゼン () | | | |
| | | 六価クロム化合物 () | 1,1-ジクロロエレン () | セレン又はその化合物 () | | | |
| | | 砒素又はその化合物 () | シス-1,2-ジクロロエレン () | ダイオキシン類 () | | | |
| | | シアン化合物 () | 1,1,1-トリクロロエタン () | 石綿 () | | | |
| | | PCB () | 1,1,2-トリクロロエタン () | その他 () | | | |
| | | | | | | | |
| 10 | 取り扱う際の注意事項 | 1) 安全対策 | 保護具 | <input type="checkbox"/> ガスマスク着用 (ガスマスク種類:)、吸収缶種類: () <input type="checkbox"/> 手袋着用 () <input type="checkbox"/> 保護メガネ着用 () <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| | | | ① 応急措置 | <input type="checkbox"/> 吸入時 () <input type="checkbox"/> 皮膚付着時 () <input type="checkbox"/> 目に入った場合 () <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 () | | | |
| | | 2) 異常処置 | ② 漏洩対策 | 除去方法 () 除去作業に関する注意 () | | | |
| | | | ③ 火災時の措置 | | | | |

| | | |
|----|---|---|
| 11 | 特別注意事項 (知るべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む) | 特別注意事項 (有・無) 有る場合は具体的に記入 |
| 12 | JIS C0950 に規定する有害物質情報の表示に関する情報 ※参考 含有マーク  グリーンマーク  | ①該当品目の有無 (有・無) 有る場合は該当する製品 <input type="checkbox"/> 廃パーソナルコンピュータ <input type="checkbox"/> 廃ユニット形エアコンディショナー <input type="checkbox"/> 廃テレビジョン受信機 <input type="checkbox"/> 廃電子レンジ <input type="checkbox"/> 廃衣類乾燥機 <input type="checkbox"/> 廃電気冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 廃電気洗濯機 ② (①で有の場合) 製造又は輸入時期 ア 平成18年7月1日以降 ・ イ 平成18年6月30日以前 ③ (②でアの場合) 含有マーク等の有無 (有 [含有マーク・グリーンマーク] ・ 無) ④ (③で有の場合) 製品中添付位置 () 情報掲載 Web サイト () 含有物質 <input type="checkbox"/> Pb <input type="checkbox"/> Hg <input type="checkbox"/> Cd <input type="checkbox"/> Cr ⁶⁺ <input type="checkbox"/> PBB <input type="checkbox"/> PBDE |

13. その他の情報

① サンプルの提供の有無 (有 無)

② 産業廃棄物の発生工程など (有 無)

工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造(排出)工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

排出事業者及び処理業者の内容確認欄

| No. | 内容確認日時 | 排出事業者名 | 処理業者名 | 備考 |
|-----|--------|--------|-------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

変更履歴

| 変更No. | 変更日時 | 変更者名 | 変更内容 |
|-------|------|------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別表 3

| | | | |
|------------|--|--|--|
| 廃棄物の種類 | | | |
| 提示する時期又は回数 | | | |

分析証明書の提示については、法令上定められているもののほか、委託する廃棄物によって必要と認められる場合に提示するものについても記入することができる。

事 務 連 絡
平成 年 月 日

殿

公立大学法人首都大学東京理事長
(印章省略)

収集運搬業者連絡票

首都大学東京(南大沢キャンパス)廃棄物(不燃ごみ)処理委託(単価契約)の仕様書に規定のあったとおり、本委託契約に係る収集運搬業者が下記のように決定しましたので、お知らせいたします。

| |
|--|
| 業者名: |
| 所在地: |
| 連絡先: |
| 排出場所における業の許可: 都道府県保健所設置市名: 許可番号: |
| 運搬先における業の許可: 都道府県保健所設置市名: 許可番号: |
| 登録車両一覧表: 別紙のとおり |